

次の国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が、出来るようになります。

(注)公職選挙法改正法施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙)の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が可能になります。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことで、
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・未成年者等は選挙運動をすることができません。

有権者

このたびの選挙では、
〇〇さんを
当選させよう。



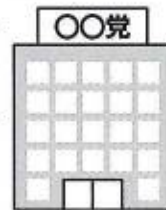
候補者

私に清き
一票を!



政党等

〇〇党へ
投票して
ください!



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。

**有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。**

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)
動画共有サービス・動画中継サイト等



△△花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。



〇〇太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。
・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
~~~~~  
清き一票を、お願いします。

**※氏名、電子メールアドレス  
等の表示義務**

**※一定の記録の保存義務**

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



## 有権者

※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。

ネット選挙運動総務省 検索

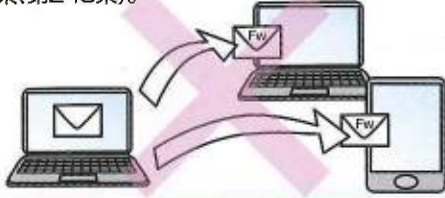


# これらの禁止行為は処罰の対象となります!

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



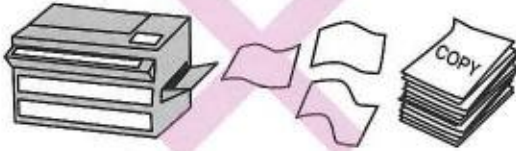
### 未成年の選挙運動は禁止されています!

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



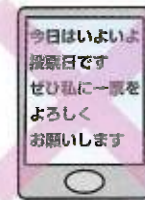
### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



### 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



### 氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



### 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません!

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

## インターネットを利用した選挙運動



と き:平成25年8月23日(金)  
13時30分~  
と ころ:桑名市議会全員協議会室

## 選挙運動と政治活動

○選挙運動とは？

- ①特定の選挙において、
- ②特定の候補者の当選を得又は得しめるために、
- ③直接又は間接に必要なかつ有利な行為である

選挙運動の三要素



## 選挙運動と政治活動

○政治活動とは？

- 政党その他の団体等、あるいは個人が、
- ・その政策の普及宣伝
  - ・党勢拡張
  - ・政治啓発等を行う行為であり



特定の候補者の当選を得る行為ではない



## これまでの規制の内容

### ◎インターネットを選挙運動に使用することは禁止

|                                     |                                     |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 公職の候補者等 又は<br>第三者                   | 政党その他の政治活動を行<br>う団体                 |
| 【通常時】<br>事前運動となり禁止                  | 【通常時】<br>事前運動となり禁止                  |
| 【選挙運動期間中】<br>法定外の文書図画の頒<br>布に該当し、禁止 | 【選挙運動期間中】<br>法定外の文書図画の頒<br>布に該当し、禁止 |

解禁

## 解禁される手段

### インターネット等を利用する方法とは・・・

- (例)
- |                              |                                       |
|------------------------------|---------------------------------------|
| ホームページ<br>ブログ・掲示板            | 動画共有サービス<br>(YouTube、<br>ニコニコ動画など)    |
| SNS<br>(フェイスブック、<br>ツイッターなど) | 動画配信サイト<br>(Ustream、<br>ニコニコ動画の生放送など) |



電子メール

第三者の利用は  
不可

## 電子メールについて

### 電子メールの定義

- ①SMTP(シンプル・メール・トランスファー・  
プロトコル)が用いられている通信方式  
Webメールも該当すると考えられます。
- ②電話番号を送受信に用いて通信文その他  
の情報を伝達する通信方式

できること/できないこと①

| 項目                      | 候補者 | 政党等 | 第三者 |
|-------------------------|-----|-----|-----|
| ホームページ・ブログ等             | ○   | ○   | ○   |
| SNS(フェイスブック、ツイッター等)     | ○   | ○   | ○   |
| 動画配信(※政見放送⇒放送事業者の許諾が必要) | ○   | ○   | ○   |
| 選挙運動用電子メールの送信           | ○   | ○△  | ×   |
| 選挙運動用ビラ・ポスターを添付したメールの送信 | ○   | ○△  | ×   |

※政見放送△可。

---

---

---

---

---

---

---

---

できること/できないこと②

| 項目                                   | 候補者 | 政党等 | 第三者 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|
| 選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布、掲示(規定枚数外となるもの) | ×   | ×   | ×   |
| 落選運動(メールを含む)※                        | ○   | ○   | ○   |
| 選挙運動用の広告                             | ×   | ×   | ×   |
| 選挙運動用ウェブサイトへリンクする広告                  | ×   | ○   | ×   |
| 挨拶を目的とする広告                           | ×   | ×   | ×   |

---

---

---

---

---

---

---

---

落選運動とは・・・



- 選挙運動: 特定の選挙において、特定の候補者(1人に限らない)の当選を目的として、投票を得又は得させるために必要かつ有利な行為。(判例・実例)
- 何ら他の候補者の当選目的がなく、単に特定の候補者の落選のみを図る行為である場合には選挙運動には当たらないと解されている。
- 一般的な論評に過ぎないと認められる行為は、選挙運動及び落選運動のいずれにも当たらないと考えられる。

---

---

---

---

---

---

---

---

### その他の解禁される内容

- 屋内の演説会場内における映写の解禁  
これまで規制をうけていた映写等の類を掲示する行為について、屋内の演説会場においては使用することが可能となった。
- 屋内の演説会場内におけるポスター、立札、看板の類の規格制限の撤廃  
これまで、273cm×73cmの規格制限があったが、これが撤廃された。



---

---

---

---

---

---

---

---

### その他の解禁される内容

- インターネットを利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁  
自筆の信書・答礼のための信書に加え、インターネットを利用する方法により頒布される文書図画が認められる。



---

---

---

---

---

---

---

---

### 留意点(選挙運動の主体)

- 選挙運動が禁止される者

- ① 未成年者
- ② 選挙犯罪により公民権停止中の者
- ③ 選挙事務関係者(投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長)
- ④ 特定公務員(選管委員及び職員、裁判官、検察官、警察官など)



※ 外国人は、選挙運動が可能。

---

---

---

---


---

---

---

---

### 留意点(選挙運動の期間)



○ 公示日(告示日)から選挙期日の前日まで

◎ 選挙当日に、ウェブサイトの更新や選挙運動用電子メールの送信は不可。

◎ 選挙運動期間中に、ウェブサイトに掲載された選挙運動用文書図画は、選挙当日においてもそのまま残しておくことは可。

---

---

---

---

---

---

---

---

### 表示義務(ウェブサイト等の場合)


① ウェブサイト等を利用する場合

選挙運動用・落選運動用文書図画の頒布

↓

その者に連絡をする際に必要となる情報を表示

例: 電子メールアドレス、返信用フォームのURL、ツイッターのユーザー名など




---

---

---

---

---

---


---

---

### 表示義務(電子メールの場合)

② 電子メールを利用する場合

選挙運動用文書図画の頒布



落選運動用文書図画の頒布

① 選挙運動電子メールである旨  
 ② 選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称  
 ③ 送信拒否通知を行うことができる旨  
 ④ 電子メールアドレスその他の通知先(ウェブサイトのURLなど)

① 頒布者の電子メールアドレス  
 ② 頒布者の氏名・名称

---

---

---

---

---

---

---

---



## 電子メールによる選挙運動

### ○ 送信主体は・・・

#### 候補者

(衆議院比例代表選挙における衆議院名簿登載者を含む。)



政党等(都道府県連、その他の支部を含む)

- ① 衆議院小選挙区選挙・・・候補者届出政党
- ② 衆議院比例代表選挙・・・衆議院名簿届出政党等
- ③ 参議院選挙区選挙・・・確認団体
- ④ 参議院比例代表選挙・・・参議院名簿届出政党等
- ⑤ 都道府県議会議員選挙・・・確認団体
- ⑥ 知事・市長選挙・・・確認団体

※市町議会議員選挙、町長選挙については、認められない

---

---

---

---

---

---

---

---

## 電子メールによる選挙運動

### ○ 送信先は・・・



電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者

- ① 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意をした者⇒自ら通知した電子メールアドレス
- ② 政治活動用電子メール(メールマガジン等)の継続的受信者であって、選挙運動用電子メールを送信しない旨の通知をしていない者⇒選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のアドレス

---

---

---

---

---

---

---

---

## 電子メールによる選挙運動

### ○ 留意点

- ① 「選挙運動用電子メールを送信してよいか」の確認メールの送信時期は？

単に「選挙運動用電子メールを送信してよいか」というメールを送ることは、直ちに公選法の規定に抵触するものではないと考えられることから、選挙期間中、選挙期間前であっても送信は可能と考えられる。

選挙運動にわたる文言が入っている場合には、  
⇒選挙運動期間前・・・事前運動  
選挙運動期間中・・・選挙運動用電子メールの送信先制限に、それぞれ抵触する可能性がある。

---

---

---

---

---

---

---

---



## 電子メールによる選挙運動

### ○ 留意点

- ② 候補者・政党等から送信された選挙運動用電子メールを有権者(第三者)が転送することは?

候補者・政党等以外の者が選挙運動用電子メールを転送する行為についても、新たな送信行為であると認められることから、転送はできないものと考えられる。



---

---

---

---

---

---

---

---

## 記録保存義務

- ① 選挙運動用電子メールの送信を求め・同意した者

・受信者が選挙運動用電子メール送信者に対して自らメールアドレスを通知したこと  
・選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと  
を証する記録(電子メールなど)を保存



---

---

---

---

---

---

---

---

## 記録保存義務



- ② 政治活動用電子メール(メールマガジン等)の継続的受信者であって、選挙運動用電子メールを送信しない旨の通知をしていない者

・受信者が選挙運動用電子メール送信者に対して自らメールアドレスを通知したこと  
・継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること  
・選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと  
を証する記録(電子メール、メルマガの送信先リストなど)を保存

---

---

---

---

---

---

---

---

## 有料インターネット広告の規制

### ○ 禁止される行為

- ① 候補者・政党等の氏名・名称又は類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を掲載すること。
- ② 選挙運動期間中に、①の禁止を免れる行為として、候補者・政党等の氏名・名称又は類推事項を表示した有料インターネット広告を掲載すること。
- ③ 選挙運動期間中に、候補者・政党等の氏名・名称又は類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした、有料インターネット広告(有料バナー広告)を掲載すること。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 有料インターネット広告の規制

- 政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告(有料バナー広告)を掲出することは、可。

- ① 衆議院選挙…候補者届出政党・衆議院名簿届出政党等
  - ② 参議院選挙…参議院名簿届出政党等・確認団体
  - ③ 都道府県議会議員選挙…確認団体
  - ④ 知事・市長選挙…確認団体
- ※市町議会議員選挙、町長選挙については、認められない

---

---

---

---

---

---

---

---

## 有料インターネット広告の規制

### ○ 禁止される行為②

選挙区内にある者に対する主として挨拶を目的とする有料インターネット広告を掲出すること。

行為主体は⇒ 公職の候補者等  
後援団体

従来から規定されている挨拶(時候の挨拶や慶弔、激励、感謝その他の挨拶)を目的とする新聞紙等への有料広告の禁止規定に、インターネット広告が加わりました。



---

---

---

---

---

---

---

---

## 罰則

- 未成年者の選挙運動、選挙運動期間の違反(239条1項1号)

1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金

- 選挙運動メールを第三者が送信した場合(243条1項3号)

2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金

刑が確定すると…

実刑、罰金刑、執行猶予いずれでも、一定期間、選挙権・被選挙権が認められなくなる。

## 罰則

- 送信先制限に違反して選挙運動メールを送信した場合(243条1項3号の2)

2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金

- 有料インターネット広告の禁止規定に違反して掲載した場合(243条1項3号の2)

2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金

- 表示義務の規定に違反して選挙運動用メールを送信した場合(244条1項2号の2、3)

1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金

## 誹謗中傷・なりすまし対策

- 選挙管理委員会の対応

◎立候補届出の際に候補者・政党等が各々1のウェブサイトのURLを届出

① ウェブサイトのURLを告示

② ウェブサイトのURLを報道機関に提供

③ ホームページにウェブサイトのURLを掲載



### 誹謗中傷・なりすまし対策

#### 虚偽事項等が公表された場合

- 虚偽事項公表罪(235条2項)  
4年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金
- 名誉毀損罪(刑法230条1項)  
3年以下の懲役・禁錮又は50万円以下の罰金
- 侮辱罪(刑法231条)  
拘留又は科料

---

---

---

---

---

---

---

---

### 誹謗中傷・なりすまし対策

#### ウェブサイトが改ざんされた場合

- 選挙の自由妨害罪(225条2号)  
4年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金
- 不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律3条、11条)  
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金



---

---

---

---

---

---

---

---

### 誹謗中傷・なりすまし対策

#### ウィルスの頒布やDoS攻撃がなされた場合

- 受信者に対する電子計算機損壊等業務妨害罪(刑法234条の2)  
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

#### 今回の改正で加えられた対策

- 氏名等の虚偽表示罪(235条の5)  
規定内にインターネット等を利用する方法を追加  
2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金

---

---

---

---

---

---

---

---

## 誹謗中傷・なりすまし対策

### 今回の改正で加えられた対策

#### ○プロバイダ責任制限法の特例

- ① 候補者等からの申出を受けた場合の情報発信者に対する同意照会の回答期間を7日⇒2日に短縮
- ② 電子メールアドレス等が正しく表示されていない文書図画について、候補者等からの申出を受けて情報発信者に対する同意照会なしに削除した場合のプロバイダ等の損害賠償責任の免責規定を追加

---

---

---

---

---

---

---

---

## 買収罪



Q 業者に選挙運動用ウェブサイトや選挙運動用電子メールに掲載する文案を主体的に企画作成させる場合、報酬を支払うことは買収となるか？

A 業者が主体的・裁量的に選挙運動の企画立案を行っており、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払は買収となるおそれが高い。

なお、コンサルタント業者から助言を受ける場合も、当該業者が選挙運動に関する助言の内容を主体的・裁量的に企画作成している場合には、当該業者は選挙運動の主体であると解されることから、当該業者への報酬の支払は買収となるおそれが高い。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 買収罪



Q 業者に候補者に対する誹謗中傷の内容を単に否定する反論の書き込み行為を行わせる場合、報酬を支払うことは買収となるか？

A 業者が、誹謗中傷の内容を単に否定する反論の書き込み行為だけを行っている場合、当該行為の限りにおいては、直ちに選挙運動に当たるとは言いえないことから、当該業者への当該行為についての対価の支払は買収とされないと考えられる。

また、業者が主体的・裁量的でなく、機械的に誹謗中傷を監視する行為を行っている場合も同様と考えられる。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 買収罪



Q インターネット選挙運動を行った者に対し報酬を支給し、買収罪に問われた場合は、候補者本人に連座制が適用されるか？

A 買収罪の刑に処せられた者が、総括主宰者、出納責任者、地域主宰者、親族、秘書又は組織的選挙運動管理者等である場合には、候補者本人に連座制が適用され、当選無効や立候補制限が課せられる可能性がある。

---

---

---

---

---

---

---

---

## 施行期日・適用関係



### ○ 施行

公布の日から1月を経過した日(平成25年5月26日)

### ○ 適用

施行日(平成25年5月26日)以後初めて公示される国政選挙(衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙)の公示の日以後に、その期日を公示又は告示される国政選挙及び地方選挙

---

---

---

---

---

---

---

---

ご清聴ありがとうございました。



### 問い合わせ先

三重県選挙管理委員会

・電話: 059-224-2172

・メールアドレス: senkan@pref.mie.jp

---

---

---

---

---

---

---

---